

京都ユースネットワーク 憲章

前文

私達が考える「より良き社会人」とは地域的・国際的な課題を自ら発見し、リーダーシップを取りながら解決していくことの出来る人物である。私達ローバースカウトは自らの課題を発見し、解決するための技能の習得を通して、自らの道を切り開き社会的・経済的に自立できる人物と成ることを目指している。そこで、スカウトスキルの向上とスカウト同士の交流、協力の場を提供し、スカウトに、「京都ユースネットワーク」を組織する。

第1章 総則

第1条 名称

名称は京都ユースネットワークとし、略称はKYNとする。以下、本会とする。

第2条 組織

1. 本会は18歳から25歳の

(1)日本ボーイスカウト京都連盟に所属する加盟員

(2)京都にゆかりのある日本連盟加盟員かつ参加を希望する者

をもって構成する。(以下、構成員とする。)但し、参加を望まないものは、その旨を申告することで参加を辞退することが出来る。

2. 本会は京都連盟コミッショナーの下に置き、構成員の意思を代表する唯一の組織とする。

第3条 活動

1. 構成員のスカウト運動の活性化を奨励する活動を行う。

2. 高度な野外活動や地域社会貢献活動を企画し運営する。

3. 京都連盟・日本連盟主催活動へ参画する。

4. 全国ローバースカウト会議(RCJ)を通じて、他県連盟の代表者と意見・情報交換を行う。

第4条 総会

構成員は誰でも総会における議決権を持つ。決議は参加者(委任状による参加も含む)の過半数の賛成をもって可決する。

原則的に1年に1回、京都連盟の年次総会前に開催する。決議の事項は次のとおりとする。

1. 前年度の活動報告

2. 運営委員の選出

3. アドバイザーの委嘱

4. 当年度の活動計画

5. その他必要な事項

総会の決議事項は京都連盟理事会の報告事項とする。

第5条 臨時総会

運営委員会の提案または構成員20人以上の提案をもって、臨時総会を開催することができる。

第6条 定例会

定例会は『第3条 活動』を実行するために運営委員会へ告知の上、構成員の提案によって3こ団以上からの構成員の出席をもって開催することができる。

第7条 アドバイザー

アドバイザーは運営委員会によって指名され、総会によって承認される。

但し、アドバイザーの中には必ず京都連盟副コミッショナーを含むものとする。

第2章 運営委員会

第8条 役割

運営委員会は本会の円滑な運営を担うものである。

第9条 運営委員

1. 運営委員会には以下の運営委員をおく。
 - (1)チーフ（1名）
総会、定例会、運営委員会を取りまとめ、本会を代表する。
 - (2)サブチーフ（若干名）
チーフを補佐し、チーフが不在の時はこれを代理する。
 - (3)総務（若干名）
必要に応じて分掌された役務を担当する。
また総会及び定例会では、議事録の作成を行う。
個別の活動に関する会計業務を行う。
2. その他、必要な役割を適宜チーフが定めることが出来る。
3. 運営委員の任期は1年とし、再選を妨げない。
4. 選出方法は自薦、他薦による候補者の中から、総会での決議にて任命する。

第10条 運営委員会への参加資格

運営委員会には運営委員の他、アドバイザー、チーフの指名する者が参加できる。

第11条 運営委員会の開催

運営委員会は必要に応じて、チーフが開催する。

第12条 運営委員会事務局

日本ボーイスカウト京都連盟事務局内に本会運営委員会事務局を置く。

第3章 会計

第13条 収入および支出

本会にかかる経費は京都連盟事業費および各行事参加費などをもってあてる。

第4章 全国ローバースカウト会議（RCJ）

第14条 県連盟代表者の選出

構成員の中から1名を県連盟代表者として選出する。
自薦、他薦による候補者の中から、定例会または総会で選出する。
再選を妨げない。
また、選出された県連盟代表者は京都連盟理事会の報告事項とする。

第5章 改正

第15条 改正

本憲章は構成員の発議により、総会の決議をもって改正する。

第16条 報告

本憲章の改正は京都連盟理事会の報告事項とする。

第6章 補足

第17条 施行

本憲章は平成25年5月19日をもって成立し、施行する。
本憲章は 2020年6月14日をもって改正し、施行する。